



平成22年9月16日

各 位

会社名：株式会社メディア工房

(コード：3815 東証マザーズ)

代表者名：代表取締役社長 長沢 一男

問合せ先：取締役経営管理部長 日浦 史夫

(TEL 03-5549-1804)

ストックオプションとしての新株予約権の割当に関するお知らせ

当社は平成22年9月16日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定ならびに当社第12回定時株主総会における承認に基づき、当社の取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の取締役に対し、当社グループの業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者および割当数

割当を受ける者（人数）	割当数の合計
当社取締役（3名）	210 個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 420 株

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

210 個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は2株とする。ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

(4)新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5)各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額を調整するものとする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6)新株予約権を行使することができる期間

平成24年10月2日から平成26年10月1日まで

(7)新株予約権の行使の条件及び制限

- ①新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、従業員若しくは顧問又は連結子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要する。
- ②新株予約権のうち、その一部につき行使することができる。ただし、1個未満の新株予約権については、この限りでない。
- ③新株予約権者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- ④その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(9)新株予約権の取得条項

- 1) 権利付与日以降、当社が、他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に關して調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、必要最小限かつ合理的な範囲で付与株式数、発行価額、行使期間その他の条件の調整若しくは新株予約権行使の制限を行う。この場合、

当該新株予約権は無償で取得できる。

- 2) 新株予約権者が、新株予約権割当契約にて規定する条件により権利行使できなくなった場合、又は当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は当該新株予約権について無償で取得することができる。
- 3) 前号に定める条件とは次のとおりとする。
 - ① 新株予約権者が当社の取締役、従業員もしくは顧問または連結子会社の取締役もしくは従業員の地位を失った場合。
 - ② 新株予約権者が当社の社内規定に違反したことを理由に当社の社内での制裁処分を受け、当社の取締役会が新株予約権者による当該権利の行使を認めない旨の決議を行った場合。
 - ③ 新株予約権者が禁固刑以上の刑に処せられた場合。
 - ④ 新株予約権者が新株予約権を第三者に対して譲渡、質入、担保権の設定その他の処分をした場合。
 - ⑤ 新株予約権者が死亡した場合。
 - ⑥ 新株予約権者が新株予約権の全部又は一部の放棄を申し出た場合。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- 1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- 2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記1)の資本金等増加限度額から前記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 新株予約権者に交付する株式の端数処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(12) 新株予約権の割当日

平成22年10月1日

3. 支配株主との取引等に関する事項

本件ストックオプションの発行は、その一部につきまして、割当を受ける当社取締役のうち、1名が当社議決権の過半数を保有しており、支配株主との取引等に該当しております。

(1) 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置

本件ストックオプションは、社内で定められた規則並びに手続に基づき発行しております。また、権利行使価格の決定方法をはじめとする発行内容及び条件についても、前記2「新株予約権発行の要領」に記載のとおり、一般的な新株予約権付与の内容及び条件から逸脱するものではなく、適正なものであります。

(2) 少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者による意見

支配株主と利害関係のない社外取締役（独立役員）である石井莊一郎取締役及び社外監査役である原文一監査役、日高正信監査役の3名より、以下の事由により公正性を担保する措置及び利益相反回避措置がとられていることから、少数株主にとって不利益なものではないことにつき平成22年9月16日付で意見を得ております。

- 1) 本件が平成17年11月25日開催の第8回定時株主総会で承認された取締役報酬枠の範囲内で

の発行であること。

- 2) 平成21年11月26日開催の第12回定時株主総会で承認された「当社及び当社関係会社の取締役、従業員等に新株予約権を無償で発行する件」の枠内での発行であること。
- 3) 取締役の業務執行の対価として妥当性を有するものであること。
- 4) 本件ストックオプションが、社内で定められた規則並びに手続に基づき発行されていること。
- 5) 権利行使価格をはじめとする発行内容及び条件の決定方法等を確認し、指摘すべき問題はなかったこと。

なお、上記3名の社外取締役・社外監査役は平成22年9月16日開催の当社取締役会で本件にかかる議案について審議に参加し、当該議案に同意する旨並びに異議が無い旨を表明しております。

(3)コーポレート・ガバナンス報告書との適合状況

当社では、平成22年3月30日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書の「その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」に、以下の内容で支配株主との取引方針を記載しており、本件は、この基本方針に則って決定しております。

「当社と支配株主が取引を行う場合、取引内容及び条件の妥当性について、その取引金額の多寡に関わらず当社取締役会において慎重に審議の上、取締役会の決議をもって決定してまいります。」

以上